

年 管 発 0 9 2 4 第 1 号
令 和 7 年 9 月 2 4 日

日 本 年 金 機 構 理 事 長
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長
市 町 村 長 } 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布されたところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏のなきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

（1）離婚をした場合における標準報酬の改定の請求に係る添付書類である公正証書に係る見直し

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）により、公証人法（明治41年法律第53号）が改正され、これまで書面をもって作成することが前提とされていた公正証書について、原則として電磁的記録をもって作成されることとされた。

当該改正が令和7年10月1日に施行されることに伴い、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第13条で定める貸付事業を行う組合が講じなければならない措置に係る「特定公正証書」及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第78条の2に定める離婚等をした場合における標準報酬の改定請求の際に添付することとされている「公正証書」について、所要の改正を行う。

（2）未支給の保険給付等の請求書の記載事項の見直し

日本年金機構における事務の効率化のため、厚年法第37条等に基づき、受給権者が死亡した場合における未支給の保険給付等を受けようとする者が、日本年金機構に提出しなければならない請求書に記載する事項について、見直しを行う。

第2 改正の概要

（1）離婚をした場合における標準報酬の改定の請求に係る添付書類である公正証書に

係る見直し

厚年法第 78 条の 2 に定める離婚等をした場合における標準報酬の改定請求の際に添付することとされている厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）第 78 条の 4 第 1 項第 1 号イにいう公正証書について、電磁的記録を出力した形式を含むことを明確化するための規定の適正化を行う。

（2）未支給の保険給付等の請求書の記載事項の見直し

厚年則、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 151 号）で規定する未支給の保険給付等の請求書に記載する事項について、受給権の発生に不要な情報を除外する改正を行う。

（3）その他所要の改正を行うこと。

第 3 施行期日

（1）離婚をした場合における標準報酬の改定の請求に係る添付書類である公正証書に係る見直し

令和 7 年 10 月 1 日から施行すること。

（2）未支給の保険給付等の請求書の記載事項の見直し

令和 7 年 11 月 1 日から施行すること。

（3）その他所要の改正

公布日から施行すること。